

## 地下オイルタンク等点検清掃業務委託 特記仕様書

### 1 一般事項

- (1) 本委託は、消防法の規定に基づく地下オイルタンク等の点検、清掃、漏洩検査を実施するものである。
- (2) 本特記仕様書に記載のない事項については、建築保全業務委託共通仕様書による。

- 2 履行場所 秋田市山王四丁目1-1 本庁舎、議会棟  
秋田市山王三丁目1-1 第二庁舎

- 3 履行期間 契約日から令和8年11月20日まで  
なお、本業務の現地作業は、原則閉庁日（土日等）に行うものとする。

### 4 業務担当者

業務担当者には、危険物取扱者（甲種、乙種第4類または丙種）で、かつ一般財団法人全国危険物安全協会が実施する地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了した者（講習修了証の交付日から6年を経過しない者）を配置すること。

### 5 委託対象及び内容

#### (1) 委託対象及び点検内容

委託対象は別紙1「業務対象設備一覧表」のとおりとし、点検は別紙2「地下タンク貯蔵所点検表」に基づき行うこと。また、次の地下タンクについては、清掃を実施すること。

#### ① 侵入清掃（中和剤使用拭上）

- ・本庁舎地下オイルタンク（自家発・空調兼用）（重油） 1基
- ・本庁舎オイルサービスタンク（自家発用・空調兼用）（重油） 1基
- ・本庁舎オイルサービスタンク（自家発用）（重油） 1基
- ・第二庁舎地下オイルタンクNo.1（自家発・空調兼用）（灯油） 1基
- ・第二庁舎オイルサービスタンクNo.1-1（自家発用）（灯油） 1基

#### ② ろ過循環清掃

- ・議会棟地下オイルタンク（空調用）（灯油） 1基
- ・第二庁舎地下オイルタンクNo.2（自家発・空調兼用）（灯油） 1基

#### (2) 地下オイルタンク抜油・充油作業及び廃油処理

抜油・充油作業は吸引車により行う。スラッジ等が混入している部分はタンクに戻さず、廃油として適正に処理すること。

点検時の予定貯蔵油量は、別紙1「業務対象設備一覧表」に記載のとおりとする。

(3) 消耗品の交換

地下オイルタンク開放時に取外したパッキン類等の消耗品は、すべて新品に交換すること。

6 その他

(1) 地下オイルタンク内清掃時における酸欠作業等、作業において必要な有資格者を配置すること。

(2) 県の防災機能保全のため、燃料吸引車については吸引作業終了後においても燃料タンク付近へ配備し、有事の際は直ちに燃料の戻し入れが行える状態にしておくこと（サービスタンクも同様）。

(3) 第二庁舎の地下オイルタンクは2槽となっているが、防災等の機能保全のために1槽ずつ清掃を行うこと。

(4) 地震災害等により停電が認められる場合は、直ちに作業を中断し、担当者へ連絡すると共に指示を仰ぐこと。

(5) 廃油処分を第三者に委託する場合は、発注者の承諾を要しない。

7 提出書類

(1) 建築保全業務計画書

(2) 業務責任者通知書

(3) 来庁届及び作業届

(4) 点検結果報告書及び作業写真

(5) 委託業務完了通知書

業務対象設備一覧表

建物	設備名	用途	油種	点検回数	清掃種別	容量	出力	備考
						(L)	(kW)	
本庁舎	地下オイルタンク	自家発・空調兼用	A重油	1	侵入	20,000	-	点検時残油量 約16~18kL
	オイルサービスタンク	自家発・空調兼用	A重油	1	侵入	300	-	
	オイルサービスタンク	自家発	A重油	1	侵入	390	-	
	燃料移送ポンプNo. 1	自家発・空調兼用	A重油	1	-	-	0.4	
	燃料移送ポンプNo. 2	自家発・空調兼用	A重油	1	-	-	0.4	
	燃料移送ポンプ	自家発	A重油	1	-	-	0.4	
	燃料返送ポンプ	自家発・空調兼用	A重油	1	-	-	0.4	
	燃料返送ポンプ	自家発	A重油	1	-	-	0.4	
議会棟	地下オイルタンク	空調	灯油	1	循環	5,000	-	点検時残油量 約3~4.5kL
	オイルサービスタンク	空調	灯油	1	-	300	-	
	燃料移送ポンプNo. 1	空調	灯油	1	-	-	0.2	
	燃料移送ポンプNo. 2	空調	灯油	1	-	-	0.2	
	燃料返送ポンプNo. 1	空調	灯油	1	-	-	0.2	
	燃料返送ポンプNo. 2	空調	灯油	1	-	-	0.2	
第二庁舎	地下オイルタンクNo. 1	自家発・空調兼用	灯油	1	侵入	15,000	-	点検時残油量 約8~14kL
	地下オイルタンクNo. 2	自家発・空調兼用	灯油	1	循環	15,000	-	点検時残油量 約8~14kL
	オイルサービスタンクNo. 1-1	自家発	灯油	1	侵入	490	-	
	オイルサービスタンクNo. 1-2	自家発	灯油	1	-	490	-	
	オイルサービスタンクNo. 2	空調	灯油	1	-	200	-	
	燃料移送ポンプNo. 1	自家発	灯油	1	-	-	0.4	
	燃料移送ポンプNo. 2	自家発	灯油	1	-	-	0.4	
	燃料移送ポンプNo. 3	空調	灯油	1	-	-	0.2	
	燃料移送ポンプNo. 4	空調	灯油	1	-	-	0.2	
	燃料返送ポンプNo. 1	自家発	灯油	1	-	-	0.75	
	燃料返送ポンプNo. 2	自家発	灯油	1	-	-	0.75	
	燃料返送ポンプNo. 3	空調	灯油	1	-	-	0.2	

地下タンク貯蔵所点検表

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
上部スラブ		亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
タンク本体		漏えいの有無	*注1		
通気管等	通気管	固定状況の適否	目視		
		腐食、損傷の有無	目視		
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
	安全装置	腐食、損傷の有無	目視		
		作動状況	取外し等による機能試験		
可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視			
計測装置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	圧力計	損傷の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		指示状況	目視		
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視		
変形、損傷の有無		目視			
漏えい検査管		変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注2		
漏えい検知装置 (二重殻タンク)		損傷の有無	目視		
		警報装置の機能の適否	作動確認		
注入口		変形、損傷の有無	目視		
		接地電極損傷の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
注入口ピット		亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
配管・バルブ等	配管	漏えいの有無	*注1		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定の適否	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	バルブ	漏えい、損傷等の有無	目視		
開閉機能の適否		目視			

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
		防食電位(電流)の適否	電位計による測定		
ポンプ設備	ポンプ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視及びハンマーテスト等による		
	ポンプアース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
	囲い、床、ためます、油分離装置	亀裂、損傷の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	建屋及び附属設備	屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視		
		換気・排出設備等の損傷の有無及び機能の適否	目視及び作動確認		
		照明設備の損傷の有無	目視		
電気設備	配線及び機器の損傷の有無	目視			
	機能の適否	作動確認			
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視			
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視			
警報設備	損傷の有無	目視			
	機能の適否	作動確認			
その他					

注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日付け消防危第33号)により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。